

令和元年

# 全員協議会記録

令和元年8月2日

和光市議会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和元年8月2日（金曜日）  
午後 3時30分 開会 午後 5時18分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
4 番	鳥 飼 雅 司 議員	5 番	内 山 恵 子 議員
6 番	齊 藤 誠 議員	7 番	伊 藤 妙 子 議員
8 番	富 澤 啓 二 議員	10番	金 井 伸 夫 議員
11番	赤 松 祐 造 議員	12番	小 嶋 智 子 議員
13番	松 永 靖 恵 議員	14番	萩 原 圭 一 議員
16番	富 澤 勝 広 議員	17番	安 保 友 博 議員
18番	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席議員 1名

3 番 熊 谷 二 郎 議員

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
保健福祉部長	大 野 孝 治	危 機 管 理 監	仲 司
企画部次長兼 政策課長	奥 山 寛 幸	総務部次長兼 職員課長	田 中 康 一
総務部次長兼 総務人権課長	寄 口 昌 宏	秘書広報課長	松 戸 克 彦
政策課主幹	渡 辺 正 成		

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 巖
主 任	高 橋 寛 子		

- ◇本日の会議に付した案件
- 第五次総合振興計画について
  - 市職員の不祥事について

午後 3時30分 開会

○吉田武司議長 ただいまから、全員協議会を開催します。

ここで、欠席届の報告をします。熊谷議員から入院のため本日1日欠席の届け出がなされています。

初めに、副市長より挨拶をお願いいたします。

大島副市長。

○大島副市長 皆さん、こんにちは。

副市長の大島でございます。

本来であれば、松本市長から御挨拶を申し上げるところでございますが、本日、全国市長会の幼児教育の無償化に関する会議がございまして、そちらに出席をしております。当協議会につきましても、戻り次第出席するというところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

それでは、市長にかわりまして、私から挨拶をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、施政運営に関しまして、日ごろから格別の御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、大変御多用の中、全員協議会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

会議に入ります前に、おわびを申し上げることがございます。既に御存じかと思っておりますが、去る7月25日に、既に詐欺容疑で逮捕、起訴されている市職員の東内京一が業務上横領容疑で逮捕されました。たび重なる不祥事により議会の皆様には多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことに、この場をおかりしまして、おわびを申し上げたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

なお、この職員の不祥事につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず第五次和光市総合振興計画策定について御説明を申し上げます。

令和3年度から始まります第五次和光市総合振興計画は、今年度から来年度にかけて計画の策定を進めてまいります。

総合振興計画ですが、従来の策定に関する地方自治法の法的義務はなくなりましたが、市の健全財政条例に基づき、自主的な取り組みとしての計画策定となります。そのため、第四次までのように定型的な計画ではなく、自由な発想で地域の将来像をわかりやすく示したものとしていきたいと考えております。特に和光市は、人口が減少するという他の自治体とは異なり、地域の今後の10年の未来像として、他の町から人口をもぎ取って人口を増加させていくという戦略はとるべきではないと考えております。むしろ大事なのは、和光市の今後のまちづくりの理念や地域のあり方について理想像を市民の皆様にお示しし、その理念や方向性に共感していただいた上で、主体的に地域に参加し、町を盛り上げていただくことが肝要であると考えております。

また、計画策定の手法として、地域の空間をデザインし、地域の未来像を面的に、あるいは俯瞰的に捉えていけるようなものにしていくことで、わかりやすく画期的なものとしていきたいと考えております。自由な発想で高い志を持って、和光市のこれからの10年を描いていければと思っております。議会の皆様におかれましても御理解、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、詳細につきましては担当から説明をさせていただきます。

○吉田武司議長 本日の案件は、第五次総合振興計画について、市職員の不祥事についてです。初めに、第五次総合振興計画について説明願います。

橋本企画部長。

○橋本企画部長 それでは、第五次和光市総合振興計画策定につきまして、これまでの進捗状況と今後の予定について御説明を申し上げます。

令和2年度を目標年次として取り組んでまいりました第四次和光市総合振興計画が終期を迎えますので、第四次和光市総合振興計画策定後の社会環境の変化に対応し、あわせて、新たな時代に対応できるまちづくりと行政運営の方向性を示し、計画的に施策の推進を行うため、今年度から第五次和光市総合振興計画の策定を進めているところでございます。

1月から現在にかけて、人口推計や市民意識調査などの基礎調査を中心に準備を進めてまいりました。そして、9月以降、市民参加の取り組みである和光100年まちづくり会議や職員参加の取り組みである職員プロジェクトチームの取り組みを進めていきながら、構想骨子を固めてまいりたいと考えております。

年明けには構想素案の作成を進め、令和2年度早々に構想素案についてのパブリックコメントを行いまして、令和2年9月議会への上程を想定しております。

なお、策定方針や策定スケジュール、人口推計等の詳細につきましては政策課長より御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○吉田武司議長 奥山政策課長。

○奥山政策課長 それでは、詳細につきまして御説明させていただきます。

初めに、策定方針についてでございますが、資料1の第五次和光市総合振興計画策定方針をごらんください。

この方針は、総合振興計画策定に当たっての考え方や策定体制などについての方向性を決定するため、平成30年2月に作成したものでございます。

総合振興計画は、長期的な展望に立って市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示したものであり、和光市健全な財政運営に関する条例第4条第2項の規定に基づき、市長の責務として、「議会の議決を経て策定しなければならない」ものとなっております。

1ページの1には、次期総合振興計画策定の趣旨が記されておりますが、今回はこの第五次総合振興計画の策定とあわせて、次期和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても一体

的に策定を検討してまいります。

次に、2、策定に当たっての方向性として、8つの方向性を示しております。

①の「将来のまちの魅力を高める投資を盛り込んだ計画」については、単に歳出を抑制するだけでは将来的には町の魅力が失われることにもなることから、将来の「稼ぐ力」につながる投資を盛り込んでいくこと。

②の「市民と行政とで想いを共有した計画」については、「みんなでつくる快適環境都市和光」を継承するため、市民参加を重視した策定プロセスを展開すること。

③の「職員参加を充実させた計画策定」については、次期総合振興計画を実効性があるものとするため職員参画を充実させ、自分のこととして計画策定に取り組むこと。

④の「社会情勢の変化に対応した計画」については、人口構造の変化やテクノロジーの進化など社会情勢の変化に対応していくこと。

⑤の「地方創生の視点を取り込んだ計画」については、次期総合振興計画の策定に当たっては、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化した計画としていくこと。

⑥の「財政見通しを明らかにした計画」については、総合振興計画を実現するため、財政見通しを踏まえた計画にしていくこと。

⑦の「施策と事務事業の体系の再整理」については、社会環境の変化を踏まえ、施策と事務事業の体系についても見直ししていくこと。

⑧の「市民の共感が得られる方法による周知」については、策定された計画について、多くの市民に共感してもらえるよう周知の工夫を行っていくことを示しております。

3ページには、計画の構成と期間が示されております。基本構想については10年間の計画とし、目標年次を令和12年度、2030年度とすることとしております。

実施計画については、市長任期の年数と合わせ、4カ年の計画とすることとしております。

4ページの策定体制につきましては、先ほど説明した策定に当たっての方向性にに基づき、市民ワークショップや市民説明会などの市民参加を充実させたものとしていきます。

総合振興計画審議会では総務環境部会と文教厚生部会を設置し、分野別にきめ細やかな審議を行っていただきます、

市議会との関係につきましては、定期的に全員協議会で進捗状況等を報告し、令和2年9月定例会での議案の上程を予定しております。

庁内検討組織としては、部長級の策定委員会、課長級の検討委員会を設置いたします。そのほかに、若手、中堅職員による職員プロジェクトチームを設置し、部門横断的な発想を引き出していきたいと考えております。

続きまして、策定スケジュールについて御説明いたします。

資料2の第五次和光市総合振興計画策定スケジュールをごらんください。

本資料につきましては、横が時間軸、縦が取り組みの主体となっており、それをチャート形式で整理したものとなっております。表の左上のほうに策定に向けたスケジュール、主な作業

と書かれているところがございますが、こちらがスケジュールの概要となっており、それより下の段は、各主体別の詳細な取り組みを示したものとなっております。

まず、年度当初から現在にかけて、人口推計や市民意識調査の取りまとめを進めているところでございます。9月以降は、市民参加の取り組みである和光100年まちづくり会議や職員参加の取り組みである職員プロジェクトチームの取り組みを進めていながら、構想骨子を固めてまいります。

年明けには構想素案の作成を進め、令和2年度早々には構想素案についてのパブリックコメントを行い、9月議会への上程へと進めてまいります。

審議会につきましては、今年度は全体会議を4回、部会を2回、来年度は全体会を2回開催する予定としております。

続きまして、資料3の和光100年まちづくり会議のチラシをごらんください。

和光100年まちづくり会議は全4回、いずれも日曜日に市民ワークショップの開催を行うものです。第1回の9月1日に開催するキックオフ集会では、市民のほか職員プロジェクトチームも参加し、市民と行政とで和光市の将来像について思いを共有していただくことを予定しております。第1回と第2回のワークショップでは和光市の将来像とまちづくりの方向性の議論を行い、第3回と第4回で課題解決に向けた具体的な取り組みについて議論していただく予定です。参加者につきましては、さまざまな世代の方から50名程度の申し込みをいただいている状況でございます。

続きまして、現在基礎調査として進めております人口推計について御説明いたします。

資料4の1、和光市人口推計（速報）をごらんください。

こちらが現時点での推計結果となっております。左上の表が総人口の推計になっており、2019年1月1日現在の人口が8万2,841名ですが、第五次総合振興計画終了期間の2031年1月1日には8万9,409名まで増加するという推計になっております。

真ん中の表は小学校区別の人口、右上の表は世代別の人口となっております。65歳以上の老年人口は増加していますが、今後10年間は生産年齢人口の流入に伴い、老年人口の比率はほぼ横ばいの見通しとなっております。

次に、資料4の2、小学校区別の推計人口をごらんください。

小学校区別に年少人口、生産年齢人口、老年人口の年齢3区分別の推計を記載しております。

次に、資料4の3、人口推計の考え方をごらんください。

ただいま御説明した人口推計の根拠を示したものです。基準人口は、2019年1月1日現在の住民基本台帳としております。推計地区単位は、小学校区に分けて推計しております。推計手法は、国立社会保障・人口問題研究所、社人研と言われるところなんですけれども、ここが採用している一般的な推計手法でございますコーホート要因法を採用しております。

2の（1）に示したフローチャートをごらんください。

具体的には、基準人口である2019年1月1日時点の人口に、年齢ごとに来年も生きている可

能性を示す生残率と引っ越しなどによる人口変動である純移動率を乗じ、これに歳を1歳加えることで、1歳以上の男女別、各年齢別の人口を算出いたします。その後、女性の年齢別人口と出生率等からゼロ歳の人口推計を行います。こうした作業を繰り返し行って、推計人口を求めてまいります。

(2)の仮定値の設定ですが、出生に関する仮定である母親の5歳階級別出生率と、ゼロ歳から4歳性比、あと、死亡に関する仮定である生存率は、国立社会保障・人口問題研究所が推計した一般的な数値を採用しております。

転入・転出などの移動に関する仮定である純移動率については、2014年から2019年までの直近5年間における小学校区別、5歳階級別の社会移動の平均を基本として算出しております。

今後10年間は、過去5年間と純移動率は変わらず、その後一定程度縮小するものと仮定し、将来の純移動率を算出しております。今後も同じ純移動率が続くと設定した場合、流入傾向が続き過ぎる結果となるため、極端な人口増の推計結果となることが懸念されます。そこで、ある一定程度のところ転入・転出のトレンドが縮小するものと仮定しております。今回、第五次和光市総合振興計画策定方針でも未来に向けた投資を行うことを示しており、社会基盤整備等についても今後も進めていくことを考えますと、10年間は純移動率が変わらず、その後一定程度縮小するものと仮定するのが妥当であると考えております。また、このほか、将来的に起き続けられないような特殊要因により人口変動があった場合については、これを純移動率に反映しないよう特別な補正を行い、適正な推計値となるようにしております。

純移動率を補正した箇所を具体的に申し上げますと、まず第五小学校区での南2丁目3番地での99人の増加は、平成28年に税務大学校関東信越研修所への転入という特殊要因であるため、移動率算出の前提から除外しております。

次に、広沢小学校区は、自衛隊官舎の人事異動が人口増減の主な要因となっており、一般的な増減とは異なるため、官舎につきましてはコーホート要因法は適用せず、年齢構成、男女構成などは横ばいで推移する仮定として推計しております。

最後に、下新倉小学校区での平成27年から平成28年にかけての下新倉4丁目21番地での482人の増加は、大型マンション新築による影響であり、同等の増加が継続することは考えづらいことから、特殊要因として整理し、純移動率算出の前提から除外しております。

次に、市民意識調査の説明をさせていただきます。

資料5をごらんください。

市民意識調査につきましては、満18歳以上の市民の中から3,000人を無作為抽出し、調査を行いました。資料5が結果の概要となっております。回収率が47.8%と、近年では最高の回収率となりました。回収率が上がった要因としては、調査票にQRコードを掲載し、ウェブ回答ができるようにしたことが一つの要因ではないかと考えております。

結果についてですが、まず、和光市の住みやすさについてどう思うかと、和光市にこれからも住み続けたいかの両方の質問が平成21年、平成27年と年を追うごとに数字が向上していると

いう結果となっております。

次のページをお開きいただきまして、これからも和光市に住み続けたいと思う主な理由への回答では、「交通の便がよい」、「住宅の都合」、「自然環境がよい」という理由が上位という結果となっております。

次に、和光市に魅力や誇りを感じることに回答への基本的な傾向は、平成27年から大きく変化はなく、「都心への交通の便がよいこと」の割合が高くなっております。

3ページをお開きください。

和光市駅周辺地域に必要と思われる機能は何ですかとの質問を今回新たに加えましたが、商業機能、医療機能、交通安全機能への要望が高いという結果になっております。

4ページ、5ページでは、基本施策に対する満足度、重要度の分析結果を取りまとめております。基本的には、重要度が高く、満足度が低い部分については、今後特に力を入れて改善すべき施策であると考えられます。

今回の調査で満足度がマイナスになっている施策は、「1、中心市街地にふさわしい駅北口周辺のまちづくりを進める」と、「4、安全で快適に利用できる道路環境を整備する」の2施策のみとなっております。

最後に、資料7、第四次和光市総合振興計画における主な成果についてをごらんください。

こちらの資料は、これまで、第四次和光市総合振興計画で実現した取り組み内容を取りまとめた資料となっております。個別の内容説明は割愛いたしますが、参考にいただければと思います。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

今の説明内容を踏まえて、質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 アンケートの回収率は前回よりはいいということなんですけれども、回収した人のバランスは、南と北はちゃんと分かれているのか、偏っているとか、そういうのはどうなんでしょうか。

○吉田武司議長 奥山政策課長。

○奥山政策課長 現時点では速報値なので、そこら辺は細かく分析して、今後御報告したいと考えております。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 御説明ありがとうございました。

将来に向けて、また50年後だとか見据えてということで、また、総合振興計画策定の立ち位置として新たな視点で策定に取り組まれるという御説明で、御説明にあったように、今後具体的な内容等については策定される途中途中で議会へも御説明いただけるのかなということで御説明いただいたんですが、ただその中で、策定方針の4番の策定体制の中で、(3)市議会ということで、市長からの上程を受けて計画案について審議するというので、市民参加、和光

市、取り組みとして重点を置いていると。審議会での審議もいただく、庁内でも各職員の各層、各横割り等でやるという中で、ただ市議会についての書き方、記述として、市長からの上程を受けて基本構想最終計画案について審議するとまで書かれてしまうと、何か議会が市長部局に取り込まれたような印象を私自身は受けるので、やはり議会に対して審議を、上程を行うということで、それを受けてどういうふうに審議していくかというのはまた議会で決めることなので、取り組みに対しては評価するんですけども、その辺についてちょっと御配慮があつてほしかったなど。その次のページでは、ちゃんと市民など、庁内審議会など、議会ということできちんと整理されているので、こちらのほうの書き方としてちょっと御配慮、配慮があつてほしかったなどというのは私自身の感想です。

そのほかについては、まだ緒についたばかりということで、今後また具体的な作業が進んでいく中で、次の10年、さらには50年後を見据えた計画になっていくのかなと思うので、その辺については今後またいろいろと確認をさせていただければと思いますので、その点だけ大変恐縮ですけども御配慮いただければということで、方針ということであつたものですから、その辺について私の意見ということで、述べさせていただきます。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 今いただきました意見については、表現については今後検討させて、修正をさせていただきたいと思います。ただ議会に最終案を報告するというだけではなく、先ほどの説明の中にありましたように、策定のプロセスの中で段階段階で必要なものについては説明をしていくという形を考えておりますので、ただ表現が最終案というだけではなくて、我々の考え方としても議会と一緒にこの計画案をつくっていくということになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 十分理解をしているところであります。今、副市長からもお話しいただいたように、途中途中きちんと経過報告、あるいは意見等についても聞いていただく機会がきちんと設けられていくということなので、その辺は十分理解した上で理解しています。ありがとうございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 人口推計の資料が細かく出ているんですけども、これなぜ学校区、教育委員会が分析するにはすごく資料としてはいいんですけども、学校区で出されたのか。あと、例えば下新倉小であれば、新倉もつながっているし、下新倉もつながっている、白子も入っているわけですね、学校区に。また北原小では、下新倉と新倉、そういうふうに混在、要するにこう入り組んでいるのに、それじゃちょっと非常に見にくいので、地区別のものが本当に、住所別というか、そういう資料が必要じゃないんでしょうかね。これを見ると、恐らく第五次総合振興計画の委員も小学校区なんかには詳しい人いないから、非常に分析して先を読むのは難しくなると思うんですよ。だから、地区別のこういうデータをしっかり出して、南と北、または、

新倉は新倉、下新倉は下新倉、そういうので見たほうがまちづくりは見やすいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。なぜこういうふうにしたのか。

○吉田武司議長 奥山政策課長。

○奥山政策課長 当初は、赤松議員がおっしゃるとおり、その地区別という考え方もあったんですけども、和光市の現在進めている取り組みというのは、小学校区単位での取り組みというのが主になっております。そこら辺を踏まえますと、小学校区単位での人口推計を行っていたほうが今後の和光市のまちづくりを考えた場合については有効なデータとなるのではないかと、小学校区単位とさせていただいております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 策定方針の3ページのところの関係で、実施計画の関係なんですけれども、今回は基本構想と整合しつつも、公約実行型の進行管理を可能とするための実行計画であると。それから、市長との公約との関係で、実施計画の策定は市長任期開始後速やかに行うというような形になっておりますけれども、改めて今回のその実施計画との関係でちょっとそこら辺のところを御説明いただけたらと思うんですけども。

○吉田武司議長 奥山政策課長。

○奥山政策課長 これの策定方針につきましては、先ほども御説明しましたとおり、平成30年の2月に作成したものでございまして、その後、そこら辺の実施計画の考え方等につきましては、内部でかなり検討というのも進みまして、4年に一度の実施計画というのでは本来の実施計画の目的である予算編成の指針にはなり得ないということ。あと、市長公約というのは総合振興計画には載ってこないで、後から出てくるものでございますから、本来ならば大きな市長公約なんていうのは、総合振興計画を改定して盛り込んで、実行計画に載せていくというのが本来のあり方だと考えております。市長公約というのも皆さんの、有権者からの投票によってやっている施策ですので、そこら辺を全くこの実施計画の中に含めないというのも合理性がないものですから、そこら辺についても今後は実施計画のほうに載せていきますよという考え方でございます。4年に一回しか実施計画はつくらないということではなくて、その後毎年実施計画は策定して、毎年ローリングをしていくという考え方で進めていきたいと考えております。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 策定計画の1ページ目の策定に当たっての方向性というところで、次期総合振興計画は次の50年に向けた始まりに位置づけられるため、これからの50年を見据えたまちづくりの方向性も含め検討していくと書いてあるんですが、私としては、この100年まちづくり会議とかというのを行って、100年後の大きなビジョンに向かって次の10年を考えていくのかなと思うんですが、こちらの表現だと、10年置きに50年後を考えるのかという表現にも捉えられるんですが、どのような意味合いでこれは記載されているんでしょうか。

○吉田武司議長 奥山政策課長。

○奥山政策課長 そもそも、市制50周年が令和2年度ということで、ちょうど50年の節目に当

たります。まちづくりというのは、10年スパンというよりも、もうちょっと長いスパンでやったほうが、そこら辺の長いスパンで見て今後の10年を考えていくべきだというところがありますので、総合振興計画というのは10年間の計画ですけれども、もっとその先を見据えた上でのまちづくりということを踏まえて、ですからそこら辺で将来のまちづくりの魅力を高める投資を盛り込んだ計画というのはやはり50年先を見ないと、10年先を見ていたんだと出てこないのかなど、そういう視点で入れております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 最初、副市長の御挨拶の中に、これからは和光市は他市は人口を取り込むけれども人口増を取り込まないというようなお話があったんですけれども、それはこの第五次のところに何らかの形でどこか表現はされますか、重要なところだと思うんですけれども。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 考え方として、今自治体でやられているような人口をふやすため、日本の人口の全体のパイが減っていく中で人口をふやそうとなると、ゼロサムゲームのように人を奪い合いになるという考え方があります。それをやめるということではなくて、積極的に参加することではなくて、やはり和光市の目的としては、住み続けていただくということに重点を置いておりますので、今までもそういう形で各種施策を取り組んでおりました。ですから、具体的に今、先ほど言ったその表現を加えるという中ではなくて、各種施策の中にやはり和光市に住み続けたいという思える人をふやすという、ただ単純に人口をふやすというのではなくて、住み続けたいという人をふやしていくという考え方でございます。

あと1つは、ただ、和光市の規模、行政規模ですとか財政規模、そういうものを考えた中で、適正な人口があるだろうということを考えて、今後の各種施策の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 私も、それは大いに賛成です。適正人口というのを考えて、長く住めるようなものが施策にないと、表面的なことじゃなくて、それはやっぱり織り込んでいただきたいと思います。本当はこの中のところに書いておけば、それが継承されると思うんですけれども。わかりました。ありがとうございます。

○吉田武司議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 人口推計のところで確認なんですが、最近も国のほうで、特定技能で外国人の労働者が四十数人とふえてきております。この人口には外国人の定住者も含まれているんでしょうか、推計は。確認です。

○吉田武司議長 奥山政策課長。

○奥山政策課長 この人口推計は、住民基本台帳をベースとして、スタートとして推計しております。それで、住民基本台帳は平成24年の7月に改正されまして、外国人もその中に含めるという形になっておりますので、このベースの中には外国人も当初から入っているということ

でございます。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 和光100年まちづくり会議についてお伺いしたいのですが、こちらはもともと予定していた定員50名に達しているという御説明ありましたが、年齢構成といたしましてはちゃんとその各年代バランスよくとられているのか、あるいは、どこかの年代に偏っているのか、どういう傾向があるのかお示しいただければと思います。

○吉田武司議長 奥山政策課長。

○奥山政策課長 年齢構成は、最年少が10代ということで、親子で参加なさっている方が、10代が1名いるんですけども、残念ながら20代の方は参加申し込みはございませんで、30代から最高齢は80代の方ですね。ある程度バランスよく年齢構成のほうは行っております。男性が29名、女性が21名、男女比もある程度バランスよく入っています。

○吉田武司議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 やはり今後の50年ということで、多様な意見が出るのが望ましいとは思いますが、例えば障害を持った方の視点というのにも必要かなとは思いますが、そういった福祉関係に精通しておられる方というのは、今回の応募者の中にいらっしゃるのでしょうか。

○吉田武司議長 奥山政策課長。

○奥山政策課長 まちづくり会議の中では、障害の関係の方というのは、ちょっとうちのほうでは把握はしておりません。ただし、審議会委員の中の構成のほうに、福祉団体の方、和光市身体障害者福祉会、社会福祉協議会、そこら辺の団体のほうから代表のほうを選出いただきまして、福祉の関係につきましては配慮しております。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午後 4時12分 休憩）

再開します。（午後 4時16分 再開）

次に、市職員の不祥事について説明願います。

大島副市長。

○大島副市長 それでは、たび重なる不祥事で大変申しわけなく思っておりますが、お手元に配付いたしました7月25日付の記者発表資料を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この本題に入る前に、今回の詐欺事件ですとか業務上横領、いろいろ複雑に入り組んでおりまして、現在も3つの案件が並行して動いているような形になっておりますので、個別の説明に入る前に事前に、今の状況とこれまでの経緯、それと、さきの詐欺事件における現金の流れについて、まず前提としておさらいするような形になりますが、それを説明させていただきます。

お手元にも同じ資料が配付されてあるかと思いますが、今回のたび重なる不祥事の経緯とい

うことで、このパネルをもって説明をさせていただきます。

現在、東内容疑者が逮捕されている案件が生活保護受給者の200万円を着服した詐欺容疑、それと、同じ生活保護受給者の548万円を着服した詐欺容疑、それと、市が預かっていた300万円を業務上横領した容疑と、この3つの容疑で逮捕、一部は起訴されております。

その中で、上から時系列的に説明をさせていただきますと、まず、平成31年1月28日に市としては、500万円の詐欺容疑として告発をいたしました。その後、この告発に基づいて警察の捜査が入りまして、捜査の段階で私どもが告発した500万円の詐欺容疑ではなくて、200万円の詐欺容疑で令和元年6月13日に逮捕されております。

また、真ん中、ちょっとまた戻るんですが、その捜査の内容で、私どもとしては、私どもの調査の中では500万円であったものが、捜査の段階で、500万円に48万円と通帳とほかのもの、キャッシュカードとか、そういうものもだまし取ったという容疑で7月4日に逮捕されております。

この2つの詐欺容疑については、両方とも既に起訴されております。今後の展開といたしまして、具体的な時期はわかりませんが、公判に移っていくという形になります。

このたびの業務上横領の容疑につきましては、令和元年の7月17日に私どもが告訴をいたしまして、25日に逮捕という形になっております。今後は多分起訴になると思いますので、今後起訴に向かっていくという形であります。

まず、この3つが同時並行で動いているということを御認識いただきたいと思います。それと、この最初に私どもが告発した詐欺容疑が非常に複雑な金銭の流れになっておりますので、続いて、その金銭の流れについて説明をさせていただきます。

お手元に同じ資料がありますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、「トピック」と「現金の流れ」ということで2つに分かれておりますが、上から時系列的に追って説明をさせていただきます。

まず、この事件の発端となりました生活保護受給者の自宅で平成27年の1月19日に、約1,200万円の現金が発見されました。これは和光市の職員が発見したものでございます。同日に、生活保護を受給されている方がこれだけの高額を持っているということは不正受給につながりますので、市役所といたしましては、その1,200万円のうち250万円については返還金という形で預かるということで説明をして、御理解をいただいたところでございます。それと、かなり痴呆とか何かの関係で現金を管理する能力が低下しているということで、自宅に現金を置いておくのは大変危険だということで、私どもの職員が付き添いまして新たに口座を開設して、銀行口座の中に950万円を入金したところでございます。これは同じ、同日に市のほうで250万円預かって、銀行口座のほうに950万円を振り込んだということがまず1月19日の出来事でございます。

続きまして、平成27年の3月18日に、今度はその受給者のほうから、受給者がお金を借りていたということで、その100万円を返すのでその銀行口座の中から100万円を現金化してほしい

ということで職員に依頼がありまして、職員がこの方の委任状をいただいて、現金100万円をおろしたということでございます。そうしますと、受給者のもとには3月18日の中では、銀行口座に850万円、現金として100万円があるという状況でございます。翌日の19日に、やはり私はお金を借りていなかったということで、返済の意思を撤回しました。ただし、非常にその現金を管理する能力が不足しているということで、市のほうとしては、危険性が伴うということで、一時預かりという形で市の保管する形で、今までのその返還金の250万円に加えて、100万円も一緒に保管するという形になったところでございます。ここまでは通常の福祉サービスの提供の中で多々あるようなことでございます。

これがこの次のステップになりますと、ちょうどこの詐欺容疑が発生しました当日、平成27年の5月14日に、当時保健福祉部長でありました東内容疑者が私どもの職員に対しまして、虚偽の指示をします。その内容は、この最初にあった1,200万円というのは大型のオレオレ詐欺に絡んだような現金であると。で、特捜の知り合いのほうから匿名で依頼が来ている。で、特捜と話をするためにまとまった金が必要、証拠としてということなんでしょうけれども、まとまった金が必要であるから金を用意しろと職員に虚偽の指示をいたしました。それで、その内訳としましては、その銀行口座850万円のうちから400万円を引き出させました。それと、先ほどのその借入金の返済として一時預かりしていた100万円も出せということで、2つ合わせて銀行から引き出した400万円と預り金の100万円、合わせて500万円を着服した疑いである。これが私どもが告発した内容でございます。

その後、警察の捜査が進む中で、この400万円と100万円のほかに、別の日にこのほかに48万円と通帳等も着服したという事実が判明して、実際に逮捕された容疑は548万円プラスその他という形になっております。

それと、一番下のところを見ていただきたいんですが、警察のほうが先行して6月13日に逮捕した内容は、市役所が預かっていた250万円、このうちから200万円をやはり同じように特捜に持っていくといったようなうそを言ってだまし取ったということで、この2つの詐欺がこういうお金の流れの中で発生したということでございます。

これを見ても一気に理解するのは非常に難しいと思うんですが、この東内容疑者が登場するまで、ここのレベルまでは、一時預かりとか何かちょっとイレギュラーなところもありますけれども、通常の福祉の世界でよくやられていることです。ここに容疑者が出てきて虚偽の指示をしたことによって2つの詐欺事件が発生したということで御理解をいただきたいと思います。

それでは、今お配りした資料につきましては、まだ公表していない部分とか、警察の捜査段階で続いている部分がありますので、きょうお配りしましたその2つについては、会議終了後、回収させていただきたいと思います。御理解のほどよろしく願いをいたします。

じゃ、続きまして、記者発表資料のほうに戻っていただきたいと思います。

今回の東内容疑者の業務上横領での逮捕について説明をさせていただきます。

これも同じような、欺いてという形になるんですが、容疑の内容でございますが、市内在住

の高齢者夫婦から、成年後見制度の市長申し立ての準備段階、前段階の期間に、市が預かってきた現金300万円を平成28年の3月31日に、当時福祉事務所の所長の職にあった東内容疑者が着服したという内容でございます。これもこの文面だけだと非常にわかりづらいので、パネルで説明をさせていただきます。お手元のこれは記者発表のときに使ったものですので、これは回収する必要はございませんので、お持ちいただきたいと思っております。

この業務上横領には、登場人物といえますか、高齢者の夫婦と市の担当職員、それと東内容疑者という形になります。

まず、事の発端でございますが、この高齢者夫婦の方が認知症を患っていて、財産の管理能力が著しく低下している状況であると。まずその情報が入ったのは、包括支援センターの職員がうちのほうの職員に対しまして、ヘルパーとかが自宅に行くと、無造作に自宅に高額の現金が置いてあるということで、ヘルパーたちがそのいろんな支援、援護をするときに行きづらいと、何とかしていただきたいという相談が職員にありました。職員はその情報を得て、これが3月29日です。事件の起こる2日前ですね、そういう相談があったのが。その相談を受けて、市職員が当時の東内福祉部長に今の案件を相談に行くと。そこで、やはり後見人制度を活用しようということと、現金がそういう状況であれば市のほうで保管しようという形で、相談した結果、そういう方向で対応するという形になりました。その指示を受けまして担当職員は、高齢者夫婦のもとに出向きまして、市長後見の説明と現金を受託するという話をさせていただいて、同意を得たと。承諾をしていただきまして、それでその足で現金300万円を受理して、市役所のほうに持ち帰ったと。それを東内容疑者に報告をしたところ、「ここでそういう300万円という高額なお金は市役所で預かることはできないから弁護士に預ける」と言って、お金を受け取ったと。そのとき、詳しくは外出したという形になっております。その300万円がどうなったのかということでございますが、本来であれば、そういう市の業務上預かったものですから、市の金庫室のほうに現金300万円があるか、または、弁護士に預けたということでもありますから、弁護士の預かり証が保管されているべきなんですけど、それが無いということで、この300万円は現在所在不明という形になっております。これが事件当日の金銭の流れでございます。

恐れ入ります、記者発表資料に戻っていただきたいと思っております。

それで、この事件が発覚した経緯でございますが、市では、6月13日に東内容疑者が詐欺容疑で逮捕されたのを受けまして、6月18日から全職員を対象とした内部調査を実施いたしました。その結果といたしましては、また後ほど説明しますが、複数件の疑わしいという案件がございました。それと事前に、警察から捜査の段階でいろんな情報を提供させていただいております。その情報とこの内部調査の結果で一致したものが今回の業務上横領の容疑でございます。それをもって7月17日に警察のほうに業務上横領の容疑で告訴したということでございます。それで、25日に逮捕というふうに至ったということでございます。

今後の対応でございますが、一連の事件については、警察の捜査に引き続き全面協力してい

きたいと考えております。それとあわせて、早期の全容解明に向けても取り組んでまいりたいと考えております。そういう中で7月25日付で、原因究明と再発防止策の策定を目的とした第三者委員会、和光市職員による不祥事の再発防止に関する第三者調査委員会を設置することといたしました。添付している参考資料がございますが、この内部調査の概要と第三者委員会の設置につきましては総務部長のほうから説明させますので、よろしく願いをいたします。

○吉田武司議長 安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、まずお手元に配りました参考資料の1をごらんください。

こちらにつきましては、せんだっての7月25日の記者会見でもお配りしました資料でございます。この資料につきましては、記者発表資料にもありましたように、6月18日から全職員を対象とした内部調査を実施したその内容、概要でございます。

目的といたしましては、同様な事案の存在を確認することと、また、今後の捜査の進展に協力すること、そして、今後、第三者委員会に向けた事前調査となるよう、今回の内部調査を行ったものでございます。

調査項目としては、ここにありますように、容疑者のこれまでの業務中における疑わしい言動や行動の有無となっております。具体的な内容としては、だまされたと思ったこととか、また、不審に思ったこと、あとは、疑問に思ったこと、特に詐欺とか、金銭的なことですね。そういったことについて、ささいなことなどでも挙げてもらうということで、調査の項目といたしました。

対象としては全職員、これは在職中ということで、この中に非常勤の職員を含むというような範囲で行いました。

この内部調査の調査方法としては、まずはこの職員からの申し出、そして、弁護士による聞き取り調査、この2つの方法をこの内部調査の方法としております。

なお、職員からの申し出期間につきましては、6月18日から24日までの7日間としてございます。調査期間全体としては18日から7月16日まで、逮捕前日ですね。これは弁護士による聞き取り調査などもありましたので、全体期間としてはそのような期間となっております。

主な事案、概要につきましては、高齢者などの福祉サービスを必要とする者が所有する金品を着服しようとしたような疑いとか、そんな内容でございます。

結果としては、申し出の職員につきましては8人、複数件の事件性の高いと思われる事案でございます。

なお、本市として高いというような認識で出しても、警察のほうへは6月28日に報告済みでありますので、警察のほうでどう取り扱うというのはそちらのほうの状況となっております。

また、先ほども説明いたしましたように、この調査結果を踏まえて、7月17日に業務上横領の容疑で告訴をした内容となっております。

次に、参考資料の2をごらんください。

こちらにつきましては、記者発表資料にもありますように、第三者委員会ということで設置

をいたしました。その設置の内容についてでございます。

委員としては、4名を選任、お願いしております。学識経験者、行政経験者、民間経験者、そして、弁護士の方ということでございます。該当の方につきましては、学識経験者では小林伸行様、名古屋商科大学大学院教授、研究分野としては会計学、また、日本公認会計士協会東京会副会長でいらっしゃるということで、公認会計士の方ということで、会計監査のスペシャリストということになります。また、行政経験者のほうでは、現在は公益社団法人全国競輪施行者協議会理事長であります三井隆司様、元埼玉県総務部長の職にいらした方でございます。民間経験者としては、三原岳様、これはニッセイ基礎研究所主任研究員ということで、主に福祉、介護について研究をされていると聞いてございます。元時事通信社記者の方でもございます。また弁護士につきましては、岩本憲武様、弁護士法人モッキンバード法律事務所浦和本部に所属されている弁護士の方で、元最高裁判所司法研修所刑事弁護教官をされた方でございます。この方につきましては、刑事事件とか少年事件を中心に、またほかにも民事や家事事件についても、弁護士をされて20年以上の経験を生かして、幅広く取り組まれている方と聞いてございます。

2番目の審議スケジュールにつきましては、最終的には市長報告を12月中旬に取りまとめていくという中で、1回目につきましては8月中旬になってございます。ただ、今調整を図っているところでありますので、現在、9月定例会前までには開催する調整を現在とってございます。あと、2回目の委員会については大体10月中旬、3回目としては12月上旬を予定してございます。

なお、この今後再発防止を検討する上で、やはり事件の原因究明、これは欠かせないものでございます。警察、検察、また、本人の供述や公判の経過から事実関係を確認する必要がありますので、そういった中で日程のほうはあくまでもスケジュールなっていますが、少し変更になってくる場合もございます。

以上が第三者委員会設置についての概要となっております。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 今、記者会見で説明した内容について説明をさせていただきました。

本日の資料には記載されておりませんが、今後の対応として、何点か報告、説明をさせていただきます。

東内容疑者の行政上の処分についてでございますが、現在、まだなかなか接見ができないという中ではございますが、市としては、処分の意思決定は既にしたところでございます。今後、処分に向けた手続を粛々と進めていくということで考えております。

また、第三者委員会の調査の中で処分が必要だという東内容疑者以外の職員が明確になった場合につきましては、その第三者委員会の調査結果をもって厳正に対処していきたいというふうに考えております。

それと、市長の任命責任と監督責任、それと、私、副市長の監督責任につきましても、減給

に係る条例を9月定例会に上程する予定でございます。今、そういう形で皆様が懸念されていることも着々と進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

今の説明内容を踏まえて、質疑のある方は挙手を願いますが、市長がもうしばらくで到着する予定となっておりますので、市長に対する答弁を求める質疑については後ほどとさせていただきます。

それでは、質疑のある方、挙手を願います。

齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 第三者委員会の委員の方々は、これまで似たような、例えば、金銭的なトラブルに対しての対応をされたとかの何か経験とかというのはあるのでしょうか。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 具体的にはどういう案件についてやったかということは聞いておりませんが、既にまずその会計分野、要は、和光市の金銭の管理の状況について御意見をいただくということで、学識の方をお願いしております。

行政経験者につきましては、この方は人事組織管理について長年埼玉県で人事課長もやられ、総務部長もやられ、精通された方でございます。

それと、三原さんにつきましては、元時事通信社の記者でございまして、社会を広く理解しておられる。それと現在は、福祉とか介護、医療のことについて研究されているということで、弁護士についても非常に長い経験を持っている方だと聞いておりますので、まさに今回の不祥事のその原因究明と対策については適した方ではないかなと。

特に、ニッセイ基礎研究所の方については具体的に話をしまして、記者時代に高知県で起きた不祥事についても深く取材をしたり、かかわったりしているということで聞いております。三井さんについても、埼玉県でもこのような不祥事が何件か起きておりまして、そのときの担当もしておりますので、こういうものについては精通しているものと考えております。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 ちなみに、こちらの方々に何か費用とかというのは支払う、有償なのか無償なのか、その辺についてお願いします。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 基本的には、費用をお払いするような形で考えております。7月25日に定めた設置要綱でございますが、1時間当たり1万円を限度として謝礼を払うという形にしております。それと、謝礼のほかに交通費についてもお支払いするというので、一応、限度額として2,000円ということで定めていますが、交通費は別途払いますということでございます。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 そうしますと、この被害者の方に対する対応、市としてはどんな対応、例えばお金の弁償とか、例えば、この認知症高齢者夫婦の方に成年後見人ということで進めておら

れたので、その後、この方に対するその成年後見の適用状況とか、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 まず、詐欺罪のほうの被害者となりますと、この生活保護受給者という形になります。今回の業務上横領という容疑につきまして、これは市役所、市が被害者という形になります。生活保護受給者の被害者の方については、要は、これは民事のほうで容疑者に請求するような形になると思います。

あと、今度は逆に言うと、業務上預かった、市が被害者になっておりますが、それに対しての請求は、要は、実際にそのお金を持っておられた方が国家賠償法に基づいて、市を相手取って請求するような形になります。市はそれを一般財源で払うという形ではなくて、東内容疑者のほうに、国家賠償法の中に求償権という権利がございまして、それに基づいて東内容疑者に請求するという形になります。

[松本市長着席]

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 本日は、都内で開催されました幼児教育の無償化に関する協議の場、幹事会という国と地方三団体の協議に出席しておりました。本全員協議会におくられて出席いたしましたことにつきまして、おわびを申し上げます。

第五次和光市総合振興計画の策定に対する説明につきましては、もうある程度御理解いただいたと伺っております。また、このたびの不祥事につきましては、冒頭に副市長からおわびを申し上げたと伺っておりますが、改めまして私から、議員の皆様、そして市民の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことに深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 認知症高齢者の夫婦の方については、成年後見制度ということで市民後見、そうするはずですよ。しているはずなんだけれども、それはどういう対応をされているんですか。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 現在、後見人を立てている状況にはございません。この事件の一連の流れの中で、その手続が途中でストップした状況になってございます。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 この第三者委員会なんですけど、秘密会で行われるというふうに報道ではされておりますけれども、例えば第1回で、事件の概要確認と、それから事実関係と問題の分析というふうになっておりますが、この審議の経過をどういう形で私どもに御報告をいただけるのかを伺いたいと思います。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 基本的には、非公開を考えております。事件の内容が個人のプライバシーに及ぶものを非常に多く含んでおります。捜査がまだ全部終わったわけではございませんので、警察の捜査にも影響するというので、まことに申しわけないんですが、結果がまとまるまでは全て非公開という形で考えております。結果がまとまりましたら改めて委員会として記者会見等を開いて、その内容についてはつまびらかにするという形で考えているところでございます。

○吉田武司議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 それと、もう一つ、別のことなんですけど、現状、このことが起きたことによる現場への影響ということで、例えば、コミュニティケア会議等でこれまで細かな情報を、元部長もそこで細かいことまで把握をしていらしたと思うんですが、こうした本市の特徴的なコミュニティケア会議の運営であるとか、あるいは、地域包括ケアの現場での現在のその影響の状況を伺いたいんですけども。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 ケア会議では、これまでは全て個人情報が出ていたわけではございますが、お名前でありまして、細かい住所等の情報はなくても実際にケアプランの検討はできますので、そこはこの事件を踏まえて非公開という形に、要するに、伏せて議論をしていただくという形になりました。これによって、いわゆる弱者の個人情報を知る人間をなるべく減らすとともに、知っている範囲についても抑制ができるということで、一方で、そのケア会議の内容には影響は与えないという形に今なっております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 2人目の80歳の老夫婦のこの事件が埼玉新聞に大きく載って、本当にびっくりしたわけです。この中で思うのは、成年後見人が進んでいるというのに、3年間何もしていなかったという。先ほどのケアプランとか、チームを和光市は組んでいるはずですが、なぜこの3年間の間に、もし成年後見人がいれば彼らの財産、人権が守られたかもわからないのに、放置されていたような感じに新聞は書いていますけれども、なぜそうなったのか。これは大きな問題だと思うんですよ。人権が3年も守られなかったということですから。それについて、市はどんな考えを持っているんですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 今回のその途中で手続がとまってしまったことにつきましては、前回の事件においても実は途中で手続がとまっています。これはいずれも、我々の調査の範囲内での情報ではありますけれども、容疑者のほうで手続を進めないために、いわゆる現場の職員を言いくるめたり、あるいはその担当がえをするなどして、例えば今回の成年後見であれば、意図的に成年後見まで至らないような形で抑えられてしまっていたのではないかとことを確認しております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今後ですけれども、こういう成年後見を必要とする人があらわれたら、本当

にスピーディーにやはりやることは必要だと思う。今後対策は出ると思いますけれども、この3年間も放置状態。ちょっとびっくりしました。やはり今後の対応を本当にお聞きしたい。今回、独断性があるのでこういうことになったかもわかりませんが、これはすごく重要なところなので、その辺ちょっとお願いします。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 まず、この今回の件で私どもも非常に反省しなければならないのは、容疑者が個別の案件の細かいところまで非常に興味を持って、それは業務上ということで、1個1個について報告を要求していたということも私ども報告を受けておりました、実際問題としては、管理職というのはみずからの職務の範囲内で事業の進捗を管理すれば、個別の案件につきましても、本来であれば関与する立場ではないわけですね。ですので、ちょっとこれは第三者委員会の検討にもよりますが、1つは、やはり管理職だからといって、例えば部長は課長のことは全部知っていいとか、あるいは、課長が担当のことは全部知っていいというふうなことではないほうがいいのではないかとこの感触は受けております。私自身も、その必要のないところまで個人情報を知らないようにしたほうが私自身もリスクがないということで知らないようにしているわけですが、今般の調査の中で、必要以上に知りたがるというふうなところがあった。それが私どもとしては、仕事熱心で個別的な案件全てに介入していたという解釈をややもすればしていたわけですが、実際には知るべきでないことは知ってはいけないという整理が必要ではないかと感じております。

それから、成年後見につきましても、残念ながら、成年後見人による事件が物すごく多発しているわけですね。ですから、成年後見人に至ったとしても、それはまたリスクはあるわけですし、そういったところの全ての中で、いわゆる認知症の方とか御高齢の方の財産と人権を守るためにはどういったつけが必要なのかというのを、やっぱりゼロベースでしっかり考えていくべきであると反省し、認識をしているところです。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 その点と、やはり現金の関係ですけれども、これ3件そうですが、やはり市役所で現金を預かったりということで、前回の全員協議会の中では、簡易金庫での現金の保管はできないこととなっているが、実際は保管されていた実態があったというような記述もありましたけれども、先ほどの副市長の答弁の中では、往々にしてこういった形での現金の市役所での保管というのはあったんだというようなお声もありましたけれども、改めて改善した部分もあろうかと思っておりますけれども、実際に往々にしてそういった現金が扱われていた現場があって、そして、その中で現金の出し入れというのが明確にされていなかった実態があるということで、この点については、市としてのありようとしてもやはり一番根本的な問題があるのかなという感じがするんですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 簡易金庫の従前の扱いにおいても、現金というのは預からないという建前にはな

っていたわけですが、実際には現金を預からないと実務的に回らないというケースがあるということ、これは我々の今回の調査でも判明しましたので、それは事と性質によっては預かるという形の中での整理が必要だということは認識しておりますし、預かれるという形にはしています。ただ実際問題として、例えば、これまでは定期的なその金庫の中身のチェックもしていなかったわけなんですけれども、定期的に金庫の中身をチェックして、そして、どういうものが今入っているのか、そして、それがどういうふうに変化をしていったのかというところはしっかり把握をするということによって、要するに、恣意的なそのお金の出し入れはできないという形が担保できると思います。

また、その預かったお金について、その性質とか、あるいはその手続の内容とか、そういったところも個別的にしっかり全ての案件についてチェックをするということは改めて徹底するわけでございますので、そういう形の中で、しかもそれは第三者というか、同じ職員ではない職員がチェックをするという形もとらせていただきますので、これまでのようなある職員しか知らないというふうなものが入っていて、それがまたある職員しか知らない状況の中で別のところに移動されていくということはない形に実務は変えています。6月25日付の職員の不祥事を踏まえた再発防止策についての中で、簡易金庫での金品保管の徹底ということで、そのあたりの一通りの改善をさせていただいているということになります。

ちなみに、具体的に、金庫室への入退室の管理徹底という項目がそこにございまして、これまでですと、金庫室への入室時に会計課の職員に口頭で入りますということで報告をしていたわけですが、現状では、入室時に利用者の氏名と時間、目的、持ち込み物、持ち出し物の数量の記録をするということ、これは4月1日からですが、実施しております。

また、金庫室内に監視カメラを設置する。これは9月補正でこの監視カメラの補正予算を提出させていただきますので、ぜひその御審議のほどをお願いしたいということでございます。

また、定期点検、さっき申し上げましたが、保管物の台帳を整備して、少なくとも年2回、またそれ以上の点検を実施するというので、またその点検時期も特定しませんので、要するに、その金庫を使って何かをしようとする際の抑止力が発揮できると考えております。

それから、金庫につきましても、より管理のしやすい金庫を、これも9月補正で上程させていただきますので、ぜひともお認めいただきたいと考えている次第でございます。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 この第三者委員会のところでちょっとお聞きしたいことがあるんですが、この新規スケジュール予定というところで、第1回、第2回、第3回、最後に市長に報告とありますよね。委員会が開かれてその審査をされている中で、今回こういった全協の中で説明はされているわけなんですけれども、12月に市長に報告に至る前、間の期間にまた全協か何かでその報告というか、警察との動きだったり、そういった関係で全協がまた開かれて御説明ということはあるのか。それとも、次の全協というのが12月の市長報告、第三者委員会からの報告が終わった後に全協でまた御説明があるのか。そこら辺の今後のスケジュールをちょっと確認させて

いただきたいんですけれども。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 先ほどお答えしましたように、この委員会については、最終的なものがまとまるまでは非公開という形で考えております。また、途中段階でいろんな事件の捜査とか、事件の展開があった場合は、このような全協は開催させていただきたいと思っております。ただ、この委員会の1回目が終わったからその報告、2回目が終わったから報告、これは非公開ということで御了承願いたいと思います。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 要するに、今後予想される展開として、裁判とか、裁判も1回で終わりなのか。要するに、上訴があるのかということもありますので、そういった中で特にまた我々としても、裁判の情報の中でしか知り得ないであろうことが予想されること、たくさんございます。というのは、書類等の証拠物件も今警察に押収されている状態でございますし、また警察にしか知り得なかった状況を踏まえたいろいろなその裁判でのやりとりも恐らく多々あると思いますので、それらは随時把握しながら、私どももいろいろな対応について検討していくことになろうと思いますので、第三者委員会もまたそういった情報もベースにやるわけですけれども、かなり状況は動いていて、我々の対応も随時していくことになろうかと思っております。

○吉田武司議長 まだこの件については今事件が動いている最中でございますので、今後、先ほど副市長からもありましたけれども、その都度いろいろな説明があるということでございます。

また、私からは、以前、この場におきまして、事件の内容がいろいろなところで変わってきたこと、また新たな情報を得たときには正副議長には報告してほしいということを要望させていただいて、そのようにしていただくというふうになりました。本来だったら、平成31年の1月23日の告発時点で正副議長ぐらいには報告をしていただきたかったということもあるんですけども、警察の捜査ということで報告がなかったんですけども、今回の7月17日の告訴についてはもうわかっていることでしたので、できましたらその点については正副議長には報告がなければいけなかったのかなと思っておりますので、今後はその点について何か動きがあった時点、また情報を得たときにはぜひ報告をしていただきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願いいたします。

松本市長。

○松本市長 1月の時点の件も、6月の時点の件も、今回の7月の発表もそうですけれども、警察と実はそれを全て相談させていただいておまして、正副議長を含めて一切勘弁してくれというふうなお話がございまして、それは強制は向こうもできないわけですが、捜査の協力という観点から我々も別に警察の言いなりになっているわけではないのですが、やはり機密保持という観点から、そこは協力をさせていただいてきております。

そして、今後、じゃそういった場面があるのかということですが、恐らくもうこれ

で裁判のルートに乗っていけば、我々として独自に知り得て、警察と情報共有しながら、しかも議員の皆様には秘密にしなければならないというふうなことはないかと思います。ですので、できる限りそういったところではなるべく早目に情報を共有したいと思いますが、ただ、個人情報保護と同じでありまして、物事の性質によってその報告ができるものとできないものがございますので、そのあたりはできるだけ情報をつまびらかにしながら、議会の皆様にもなるべく早い時期にさまざまな検討ができるような環境というのは御提供できるように努力をしていきたいと考えております。

○吉田武司議長 わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

待鳥議員。

○待鳥美光議員 先ほどの最後の最終的な方向が出るまで非公開と言われた件なんですけど、個人情報がたくさん出てくるということで、その個人情報のところを知りたいとか知ろうという話ではなくて、例えば、その中でどういう点が組織として問題点があったのかとか、あるいは、人事管理としてどういうところに課題があったのかとか、そういったことを例えば第1回の委員会が終わった後に、どういうところが指摘をされているのかというようなことも共有していただくことは不可能ですか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 今回の第三者委員会をお受けいただくに当たって、このようなスケジュールでお願いをしてあります。と申しますのは、例えば国の統計不正のところでも第三者委員会が国会で呼ばれて、いろいろ追及されるなどして第三者委員会の方が精神を病んでしまったとかいろいろなことがあって、やはりそういうところまでお願いをすると負担が大き過ぎるものですから、やはり第三者委員会のほうで、我々が第三者委員会の中身を左右するわけではありませんので、第三者委員会は4回に分けて、第三者委員会として独自に動いていきます。ですので、何らかの対応をしたら、それは第三者委員会しかできないという形になるわけですね。ただ、そこで途中のところまでそういったやりとりをしていただくだけの負担をお願いするのはちょっと私どもとしてもきついかんと思っておりますので、そのあたりは、我々として、第三者委員会に委ねたものはやはり第三者委員会でしっかりやっていただく。ただ途中で、我々としても例えば第三者委員会の審議、これと関係なく、もちろん審議の中で出てきたことでもいいんですけども、早急に対応すべきものとか、あるいは、重大な事実で我々として対応しなければならないものについては、それを把握した際には、当然正副議長に御報告の上で議会の皆様にも共有していただくという形になりますので、ちょっとそこを切り分けて、第三者委員会の審議1回1回の結果をいろいろとやりとりしていただくというところはちょっと我々としては第三者委員会の先生方をお願いしておりませんので、ちょっと切り分けて我々の対応はさせていただければ大変ありがたいと思います。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 審議のプロセスの中で既に決定事項になったようなもので、その時点で実施す

べきというような委員長の報告があった場合については、それについては、先ほど市長の答弁にありましたように、随時報告はさせていただきたいと思えます。ですが、それがどういう形で出るかわかりませんので、定期的なその公表というのは非常に厳しいものと考えております。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 細かい話でいくと、生活保護受給者宅で現金を発見して預かって、その後の事務の流れで、その事務的なことで、福祉の世界でということ副市長のほうからも御説明いただきましたけれども、しかるべく手続を踏んでいけばこういうことはあり得なかったのではないのかなど。現金をそのまま寝かせていたということがちょっとどうしてなんだろうという疑問で、当然、現金が見つければ不正受給の関係の手続の整理をして、しかるべき手続に進めばという気もするんですけれども、その辺がちょっと疑問といえば疑問だけれども、その辺はまたいろいろな差しさわりのある部分であればなんですけれども、その辺だけちょっとだけ御説明いただけますでしょうか。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 実は、今回の最初の12月に職員から通報があった際にも、非常に荒唐無稽な話でございます。要するに、検察に持っていくからちょっとお金をよこせというふうなお話ですから、普通に考えると本当に荒唐無稽なわけではありますが、ただ、東内容疑者の日ごろからの例えば国とのパイプでありますとか、あるいは、福祉の世界におけるこれまでのかなり膨大な知識とかを踏まえて、いろいろなことを吹聴していたわけですね。その中でいろいろと言いくるめられたのか何なのか。ちょっとそこはまた警察の捜査も待ちますが、いずれにしてもノーマルではない処理をしてしまったことは事実であります。そして、ノーマルでない処理をしてしまいうに至るまでのいろんなそのプロセスについても、これは解明されなきゃならないと思っておりますが、ただ、現場の担当者としてはそう思ってしまったということは、私どもはそういうふうに報告を受けておりますし、そうではなかろうかという把握をしているわけでありませう。ですから、例えば普通であれば、いわゆる一地方自治体の部長が特捜にそういうふうに声をかけられて、お金を渡すということは有り得ないわけでありませう。ただ、もしかしたら東内部長ならそういうパイプがあつて、そういうことをやっているんじゃないかと思ってしまったような背景があつたというふうなことでございまして、今後大事なのは、いかなることがあろうとも、そういう正常ではないプロセスの指示等が上司からあつた場合には、それはしかるべきところで中で報告をするなり、処理をするというふうなことも、これはやはり徹底していかなければならないと思っております。また、それが徹底できていなかったということは、これは私の指導力不足でございますので、反省すべきところだと考えております。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 わかりました。

最後の1点で、全協で御説明いただいたり、記者会見等されて、しかるべく説明をされてきているわけですけれども、先ほども、介護とか福祉の現場でやられている方はどうなっている

んだらうだと。あるいは市民も、私も町を歩いていけば、市長もでしょうけれども、いろいろ聞かれるけれども、基本的には、市から正式に発表いただいたものでしか答えられないと。今後、第三者委員会等もありますけれども、しかるべき時期に改めて公的な御説明というのがあったほうがいいのかと思うので、その辺について検討していただければと思うので、よろしくをお願いします。

○吉田武司議長 松本市長。

○松本市長 今、いろんなところで、それは行事でありますとか、あるいは町なかでもそうありますが、例えば、福祉の現場でかかわってくださった民生委員、児童委員、あるいはボランティアの方々、あるいは福祉のさまざまな機関の方々に、非常にながかりしたと、本当にショックを受けているという話をいただくケースが本当に多いです。怒りよりもショックであり、悲しみであり、残念であるというふうな、そういうお話が多くて、私も、逆にお叱りを受けるのであればそれはあれなんですけれども、もう本当に残念そうにしていらっしゃる姿を見て、まずは本当に信頼回復というんでしょうか、本当にそこをしっかりとやっていかなければならないと感じております。そして、やはり大事なものは、もちろんそのしかるべきタイミングでもそうですし、なるべくいろんな場に出て状況を御説明しながら、おわびをしなければならぬと考えております。そして、その中でいただいた御意見も踏まえて、しっかりと福祉の現場の信頼の再構築を図っていく必要があると考えております。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

以上にて、質疑を終結します。

その他、各議員からございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の協議事項はこれにて終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会いたします。

午後 5時18分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光